

**障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画
(障害者活躍推進計画)**

機関名	播磨町（町長部局・教育委員会部局）
任命権者	播磨町長、播磨町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
播磨町における障害者雇用に関する課題	<p>播磨町においては、これまで適正に障害者任免状況通報を行ってきており、令和元年6月1日現在における実雇用率は2.56%（町長部局3.33%、教育委員会1.79%）と法定雇用率（2.5%）を上回っているが、今後も率先して障害者の活躍の場の拡大を推進することが求められている。</p> <p>また、障害者である職員に対し、合理的配慮を行うとともに本人の特性及び希望を踏まえた職務を担当させる等、働きやすさ及び働きがいの維持及び向上に努め、ワークエンゲージメント¹の向上を図る必要がある。</p>

○目標

1 採用に関する目標	目標値	<p>町長部局 令和6年6月1日時点の実雇用率 3.88% ※令和元年6月1日時点の実雇用率 3.33%</p> <p>教育委員会 令和6年6月1日時点の実雇用率 2.60% ※令和元年6月1日時点の実雇用率 1.79%</p>
	評価方法	毎年の任免状況通報により把握する。
2 定着に関する目標	目標値	<p>初年度：障害者である職員の不本意な離職を防ぐ。</p> <p>2年度目以降：平均勤続年数 0.5年以上</p>
	評価方法	今後、障害者である職員の平均勤続年数を把握予定。
3 ワークエンゲージメントに関する目標	目標値	初年度のワークエンゲージメントの基準（アンケート調査の結果）を上回る。
	評価方法	初年度は、実態に関するデータを把握し、基準値を定める。 2年度目以降は、現に任用している障害者（新規採用者を除く。）に対してアンケート調査を実施して把握する。
4 キャリア形成に関する目標	目標値	令和6年度中に配属先を2グループ以上とする。
	評価方法	人事記録により把握する。

¹ 仕事への積極的関与の状態。仕事に誇り、やりがいを感じている（熱意）、仕事に熱心に取り組んでいる（没頭）、仕事から活力を得ていきいきとしている（活力）の3つが揃った状態をいう。

○取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備

(1) 組織	○町長部局、教育委員会部局共通事項 ・ 障害者雇用推進者として人事担当グループ統括を、障害者職業生活相談員として人事担当チームリーダーを選任する。 ・ 障害者雇用推進者と障害者職業生活相談員は連携して、かつ計画的に障害者である職員の実態を把握し、活躍の場の発掘、障害者である職員の採用及び定着に努める。これに当たり、必要に応じて保健師等とも連携を図る。 ・ 障害者雇用推進者と障害者職業生活相談員は、全ての職員（障害者である職員を含む。）に対し、障害者活躍推進計画を周知し、その理解及び協力を得る。
(2) 人材	○町長部局、教育委員会部局共通事項 ・ 障害者職業生活相談員の候補となる者（又は選任された者）全員について、兵庫労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ・ 障害者が配属されているグループの所属長を中心に、年1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は兵庫労働局が開催する「精神・発達障害しごとサポーター養成講座」等を受講するものとする（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

○町長部局、教育委員会部局共通事項 ・ 障害者雇用推進者は、現に任用している障害者及び今後新たに任用する障害者の能力及び希望を踏まえ、各グループの所属長等に対して調査を行う等して職務の選定及び創出に努める。 ・ 障害者職業生活相談員は、障害者である職員及び当該職員の上司に対して定期的に面談を行い、本人の能力及び希望と本人の担当業務にギャップがないかどうか確認し、必要に応じて対策を検討する。
--

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 執務環境	○町長部局、教育委員会部局共通事項 ・ 障害者職業生活相談員は、障害者である職員に対して、定期的に面談を行い、必要な就労支援の把握を行い、過重な負担とならない範囲で必要な措置を講じる。 ・ その他障害者である職員の要望を踏まえ、就労支援機器の導入等の環境整備を行う。 ○町長部局 ・ 環境整備として、令和3年度に第1庁舎1階の多目的トイレを改修し、同庁舎2階に車いす対応トイレを増設する等障害の程度に応じた合理的配慮を心がける。
----------	--

	<p>○教育委員会部局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校園に車いす対応トイレを設置し、合理的配慮を心がける。
(2) 募集・採用	<p>○町長部局、教育委員会部局共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに障害者である職員を募集する場合は、原則として公募によることとし、障害者である職員の募集及び採用に当たっては、以下のとおり取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> □特定の障害を排除しない。 □特定の障害に限定しない。 □自力で通勤できることといった条件を設定しない。 □介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない。 □「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しない。 □特定の就労支援機関からのみの受入れを行わない。
(3) 働き方	<p>○町長部局、教育委員会部局共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間単位の年次休暇及び特別休暇の取得を推進する。
(4) キャリア形成	<p>○町長部局、教育委員会部局共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職務に応じた研修等の教育訓練を実施する。
(5) その他	<p>○町長部局、教育委員会部局共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに障害者である職員との定期的な面談を通じて状況を把握し、必要な配慮を検討する。

4 その他

<p>○町長部局、教育委員会部局共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。
